

広島地域マリーナ施設の管理業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、広島地域マリーナ施設（以下、「指定管理施設」という。）における指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 基本的な考え方

指定管理者は、指定管理施設を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 指定管理施設は、広島湾地域におけるプレジャーボートの係留保管の秩序を確立し、海洋性レクリエーションと漁業との共存を図りつつ、その健全な発展を図ることを目的として設置される施設であることから、その設置理念に基づき施設を有効に機能させるとともに、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、適切な管理運営を行う。
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしない。
- (3) 県民及び利用者の利便性及びサービスの向上に努め、効率的で効果的な管理運営により収益の確保と経費の削減に努める。
- (4) 指定管理者の業務実施上で知り得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年広島県条例第 33 号）の規定を遵守し、適切に情報を管理する。

また、業務の一部を外部に委託する場合は、業務内容等により必要に応じて別紙 1「個人情報取扱特記事項」を受託者に指示し、適切な情報管理を徹底する。

- (5) 利用者や地域住民の意見、要望等を把握し、管理運営に反映するよう努める。
 - (6) 災害時や緊急時に備えた危機管理の徹底を図る。
 - (7) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）、広島県港湾施設管理条例（昭和 28 年広島県条例第 36 号）及び広島県港湾施設管理規則（昭和 28 年広島県規則第 74 号）、広島県漁港管理条例（昭和 40 年広島県条例第 35 号）及び広島県漁港管理条例施行規則（昭和 40 年広島県規則第 42 号）、その他関係法令（県が定める条例、規則及び告示を含む。）を遵守する。
- また、業務によっては、法令で定める許可・資格を有する者による実施とする。（必要資格については、別表 1「管理運営に係る主な資格・法定業務一覧表」を参照のこと。）
- (8) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、県、県民及び利用者等に損害を与えた場合は、指定管理者の責任において、その損害を賠償する。
 - (9) 管理運営に要する費用は、指定管理施設の料金収入によるものであること。

なお、管理運営に要する費用が指定管理施設の料金収入を超えた場合、県はその部分に係る費用を補填しないものである。

- (10) この仕様書や「広島地域マリーナ施設指定管理者募集要項」に定めるもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議する。

3 施設管理の基準

(1) 利用時間等

ア 五日市漁港フィッシャリーナ施設

(ア) 利用時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(イ) 休業日

- a 12月29日から翌年の1月3日まで
- b 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(ウ) 上記にかかわらず、海上艇置施設及び駐車場は、24時間利用することができるものとする。

イ その他の施設

特に制限は設けない。

(2) 利用に係る事務を行う日等

ア 五日市漁港フィッシャリーナ施設

休業日	①12月29日から1月3日までの日 ②火曜日（その日が休日に該当する場合は、その翌日）
開場時間	午前9時～午後5時

イ その他の施設

施設の利用に係る事務を行う日（使用許可の受付及び施設の運営等の窓口業務を行う日）及び窓口受付時間は、最低限、次のとおりとし、指定管理者において定めるものとする。

利用に係る事務を行う日	週のうち土曜日、日曜日を含む5日以上 ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
窓口受付時間	午前9時～午後5時

(3) 窓口受付等の事務を行う場所

県では、指定管理者が窓口受付等の事務を行う場所として、五日市漁港フィッシャリーナ施設の管理事務所に空きスペースを確保（使用料は無料）しているが、その他の場所で窓口受付等の事務を行う場合は、利用者等への利便性に配慮した場所とする。

なお、窓口受付等の事務を行う場所及び当該場所への連絡方法は、指定管理施設内の掲示板に明記する等により、施設利用者に周知を図る。

(4) 第三者への業務委託

指定管理者は、管理業務を一括して第三者へ委託することはできない。

なお、業務の主要部分でない施設の維持補修、清掃等の業務については、個々に委託することができるものとするが、この場合においては、あらかじめ県に相談協議し、承認を受けた後でなければならない。

4 施設の運營業務

指定管理者は、施設の運営として次の業務を行う。

(1) 使用許可及び利用料金の徴収等に関する業務

ア 使用許可及び利用料金の徴収に関する業務

指定管理施設について、使用許可等を行い（目的外使用許可を除く。）、利用を許可した場合に利用料金を徴収する。

なお、徴収する金額については、広島県港湾施設管理条例、広島県漁港管理条例で定める利用料金の範囲内で事前に県の承認を得た額とする。

イ 利用料金の減免業務

広島県港湾施設管理条例及び広島県港湾施設管理規則、広島県漁港管理条例及び広島県漁港管理条例施行規則において定める利用料金の減免要件に該当する場合に、次表の減免対象に該当する場合に減免することとし、その額については同表の減免の額の欄で示すとおりとする。

減 免 対 象	減免の額
○次に掲げる手帳の交付を受けている者が、艇置施設を使用又は駐車場に駐車する場合 イ 身体障害者手帳 ロ 戦傷病者手帳 ハ 療育手帳 ニ 精神障害者保健福祉手帳	1 / 2 免除
○その他指定管理者が、次の対象施設において特別の事由があると認める場合 ※指定管理施設における従来の減免の事例や他の利用者との公平・平等な取扱い等を十分に考慮の上、指定管理者が特に必要であると認めた場合に限り減免すること。	その都度諸事情により減免

ウ 指定管理者が特に減免を必要と認める場合等

指定管理者は、広島県港湾施設管理条例、広島県漁港管理条例で規定する「知事が特別の理由があると認める場合」を適用する必要があると認めるときは、減免申請書により申請させることとし、指定管理施設における従来の減免の事例や他の利用者との公平・平等な取扱い等を十分に考慮の上、指定管理者が特に必要であると認めた場合に限り減免する。

なお、減免の適用等について疑義が生じた場合は、県に協議する。

エ 利用料金の返還義務

指定管理者が、広島県港湾施設管理条例、広島県漁港管理条例に規定する「特別の理由があると認めるとき」に該当すると判断した場合には、例外的に利用料金を返還する。

年度中途の解約については、適切に対応する。

この場合においても、従来の返還特認の事例や他の利用者との公平・平等な取扱いを十分に考慮の上で判断すること。

オ 利用の不許可、許可の取消し及び入場拒否等業務

(ア) 利用の不許可

指定管理者は、指定管理施設の使用の目的又は方法が、広島県港湾施設管理条例第4条の3第1項各号（五日市漁港フィッシャリーナ施設については、広島県漁港管理条例第11条の4第1項各号）のいずれかに該当するときは、利用の許可をしない。（使用許可申請に対して拒否する旨を応答する。）

(イ) 許可の取消し及び入場拒否等

指定管理者は、広島県港湾施設管理条例第13条第1項各号（五日市漁港フィッシャリーナ施設については、広島県漁港管理条例第13条第1項各号）のいずれかに該当する者に対し、指定管理者が行った利用の許可に関し、許可の取消しや許可に付した条件の変更などを行い、また、行為の中止、指定管理施設の原状回復などを命じることができる。（この場合、利用者に損失が生じることがあっても、指定管理者はこれに対して補償する義務を負わない。）

(ウ) 聴聞や弁明の機会の付与等

なお、指定管理者が、広島県港湾施設管理条例、広島県漁港管理条例の規定に基づき許可の取消し等の不利益処分を行う場合には、事前に県に報告するとともに、聴聞や弁明の機会の付与など、広島県行政手続条例の規定に準拠した手続きを経た上で行う。

（２）施設利用者の募集に関する業務

施設の利用促進のため、募集案内を配布する等募集事務を行う。

（３）艇の保管に関する業務

ア 保管場所の管理

指定管理者は、海上艇置施設及び陸上艇置施設の区画について整理整頓、係船方法、風雨に対する保管方法等について、施設利用者に対し技術指導を行う。

イ 上下架作業

上下架施設の操作は、指定管理者の職員（委託する場合は受託者）が行い、施設利用者等他の者に操作させないこと。また、上下架に係る船舶の使用者の立会いのもとで行い、規格（定格荷重 20 t）を超える船舶の上下架には使用しない。

陸上艇置施設の保管艇は、船台を用いて所定の場所に艇置させる。

ウ 陸上ヤード内の移動

保管艇の使用者からの依頼に応じ、保管艇の陸上ヤード内での移動及び上下架施設による陸上から海上、海上から陸上への移動を速やかに行う。

陸上艇置施設と上下架施設の間を移動させる際には、ボートキャリアを使用すること。

ボートキャリアの操作は、指定管理者の職員（委託する場合は受託者）が行い、保管艇の使用者等他の者には操作させない。

（４）ビジターに関する業務

ア 受付・使用許可・利用料金の徴収

指定管理者は、ビジター船舶の使用者からの使用許可申請の受付、使用許可及び利用料金の徴収を行う。

イ 海上艇置施設の利用

係留区画の選定は、指定管理者が行うものとする。

ウ 上下架施設の利用

上下架施設の操作は、指定管理者の職員（委託する場合は受託者）が行い、ビジター船舶の使用者等他の者に操作させない。

また、原則として、ビジター船舶の使用者の立会いのもとで行うこととし、規格（定格荷重 20 t）を超える船舶の上下架には使用しない。

（５）文書の管理に関する業務

指定管理者は、指定期間中に取得又は作成した文書の管理について、業務ごとに分類し、適切に管理する。

特に、業務を実施するために必要な各種届については、その写しを県に提出する。

（６）関係機関、地域住民との調整、利用者対応に関する業務

関係機関（海上保安部、警察署等）や漁業関係者等指定管理施設周辺の海域利用者と適宜緊密な連絡を図る。

地域住民と良好な関係を築くとともに、業務遂行にあたっては必要な調整を行う。

必要に応じて、施設利用者に対し、漁業者とのトラブル及び漁具被害の防止に関する指導を行う。

（７）県有物品の管理に関する業務

指定管理者が、県から貸与を受けた物品を使用する場合には、その数量、使用場所及び使用状況等を把握する。

県から貸与を受けた物品を亡失又は損傷したときは、直ちに県に報告する。

県から貸与を受けた物品のうち、本来の用途に供することができないと認められるものが生じたときは、県に報告し、その指示があるまで当該物品を適正に保管する。

その他、広島県物品管理規則（昭和 39 年広島県規則第 33 号）並びに物品の取得、管理又は処分に関する法令、条例及び他の規則の規定によるほか、善良な管理者の注意をもって業務を遂行する。

（８）その他

利用者からの問合せ等に適切に対応するとともに、利用者に対し、施設の利用方法、禁止行為及び利用制限等について指導する。

未許可係留船舶の所有者に対する指導等を行う。

水域利用の上のマナー・ルール の周知を図り、意識啓発を行う。

関係機関との連絡調整を行う。

その他県からの指示事項に関するものを行う。

5 施設・設備の維持・修繕に関する業務

指定管理者は、施設・設備の機能を維持するとともに施設利用者が安全で快適に使用できる良質な環境を提供すること。業務に当たっては、確実性、安全性及び経済性に配慮するとともに、正常に機能しないことが明らかになった場合は適切な方法により対応し、県に報告する。

（１）施設・設備の保守点検に関する業務

指定管理者は、施設・設備を安全で良好な状態に保つため、次のとおり保守点検業務を行う。

施設・設備名	業務内容	標準頻度（※6）
浮棧橋 （杭ガイド、 付属設備、連 絡橋等を含 む）	巡回 ・ 施設の異常の有無の確認 ・ 許可船舶の係留位置の点検 ・ 係留船舶からの流出油の有無の確認 ・ 沈（浸水）廃船の有無の確認 ・ フットライト等の目視点検、電球交換 等	毎日（※5） 坂プレジャーボ ートスポットは適宜
	日常点検 日常の巡回で点検が可能な箇所について、変状及び劣化の有無や程度の把握を行う。（※1）	週1回以上
	定期点検診断 日常点検で把握し難い構造物の細部を含めて、変状及び劣化の有無や程度の把握を行う。	
	一般定期点検診断 海面上の部分を対象とした目視調査・簡易計測を主体に実施する。（※2）	年1回以上
	詳細定期点検診断 一般定期点検では、実施が困難な部分を含めて、劣化の進行を定量的に把握する。（※3）	5～10年で1回
	一般臨時点検診断	適宜

施設・設備名	業務内容	標準頻度（※6）
	地震時や荒天時、あるいは衝突事故等の異常時の直後に、できるだけ早く目視検査・簡易計測を主体として変状の有無や程度の把握を行う。	
	詳細臨時点検診断 定期点検診断又は一般臨時点検診断の結果、特段の異常が確認された場合、あるいは想定外の異常が確認された場合に詳細な点検診断を追加的に実施する。	適宜
駐車場	巡回 ・照明灯の目視点検、電球交換 ・放置車両の確認 等	毎日（※5）
トイレ（※4）	巡回 ・施設の異常の確認 等	毎日（※5）
	保守管理 ・浄化槽の保守点検	法で定める基準回数以上
吹流し	吹流しの揚場及び収納	必要に応じて随時
上下架施設（※7）	運転前点検	毎営業日
	月次自主点検	1回/月
	年次自主点検	1回/年
	クレーン性能検査	1回/2年
電気設備	自動車管制設備-定期点検	4回/年
	受変電設備-月例点検	1回/月
	受変電設備-定期点検	1回/年
	監視カメラ設備-定期点検	1回/年
	業務放送設備-定期点検	1回/年
	電話設備-定期点検	1回/年
	非常警報設備-定期点検（※8）	2回/年
簡易専用水道（受水槽）	定期点検（※9）	1回/月
	検査（※9）	1回/年

- （※1）日常点検を実施した後は、別紙2「日常点検表」に基づき判定し、結果を県に報告するとともに、記録を保管する。
- （※2）一般定期点検を実施した後は、別紙3「一般定期・随時点検診断表」に基づき判定し、結果を県に報告するとともに、記録を保管する。
- （※3）詳細定期点検を実施した後は、別紙4「詳細点検診断表」に基づき判定し、結果を県に報告するとともに、記録を保管する。
- （※4）トイレは、指定管理施設の利用者のみでなく、一般の方も利用される可能性がある。
- （※5）窓口受付等の事務を行わない日は除く。
- （※6）標準頻度は、指定管理施設の管理に必要と思われる回数を参考として示している。
- （※7）クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）に基づく点検。
- （※8）消防法（昭和23年法律第186号）に基づく点検。
- （※9）水道法（昭和32年法律第177号）に基づく点検・検査。

（2）施設・設備の修繕に関する業務

施設・設備について、経年変化等に対する施設・設備の維持修繕、施設・設備の機能保持に係る小規模な修繕を行う（但し、災害復旧工事は除く。）。

ア 工事の規模

1件につき250万円以内の小規模修繕

イ 応急的修繕

（ア）指定管理施設における施設・設備が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討及び見積作成等を行う。

（イ）上記（ア）の結果を基に、指定管理者は早急に修繕を行う。

ウ 計画的な修繕

- (ア) 指定管理施設における施設・設備が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、必要修繕項目、修繕内容、修繕方法、必要金額、修繕の優先順位等を整理し、県に執行協議をする。
- (イ) 県は、上記(ア)の協議内容を基に計画的に実施する修繕項目を選定し、指定管理者は、これに基づき、次年度以降に修繕を実施する。

6 清掃等環境整備に関する業務

(1) 施設等の清掃業務

施設等の清掃（栈橋からの浮遊ゴミの除去等の海面清掃、施設に隣接する防波堤、護岸の清掃及びゴミ等の処分を含む。）を週1回以上実施するとともに、利用者に対して清潔保持に努めるよう指導する。

ア 海上艇置施設、陸上艇置施設、管理棟、トイレの清掃

日常的に清掃を行い、施設等が常に清潔な状態に保たれるようにする。

清掃頻度については、指定管理者が適切に設定するものとする。

消耗品は常に補充された状態にする。

イ その他の施設の清掃（栈橋からの浮遊ごみの除去等の海面清掃、施設に隣接する防波堤、護岸の清掃及びごみ等の処分を含む。）

週1回以上の頻度により、清掃を行う。

(2) 貝殻等の除去

施設・設備に付着した貝殻、海藻類を適宜除去することにより、施設・設備の効用を維持する。

除去する頻度は、指定管理者が適切に設定するものとする。

除去した貝殻等は、法令に従い適正に処理する。

(3) 植栽管理

植栽の選定及び除草は年2回以上、灌水は適宜実施するものとし、景観上良好な状態を保持する。

本業務により発生したごみ、雑草、除枝等は、法令の規定に従い適正に処理する。

7 安全管理に関する業務

指定管理施設のうち、廿日市ボートパーク及び五日市漁港フィッシャリーナ施設の周辺海域は、狭隘でありことから航行する船舶の錯綜が日常化している。

そのため、指定管理者は、広島県が別途委託する契約に基づき、安全管理者及び総括航行安全管理者を配置するとともに、総括航行安全管理室を設置して、施設内のみならず、周辺海域における航行安全を確保する。

(1) 安全管理者の配置等

ア 安全管理者の配置

指定管理者は、廿日市ボートパーク及び五日市漁港フィッシャリーナ施設の各施設ごとに、安全管理及び指導（航行安全管理を含む。）を行う安全管理者を配置する。

指定管理者は、安全管理者を、各施設の利用に係る事務を行う日及び窓口受付時間において、五日市漁港フィッシャリーナ施設の管理棟又は各施設の利用に係る事務を行う事務所に

常駐させる。

イ 安全管理者の要件

安全管理者は、次に掲げる事項のすべてを満たしていなければならない。

- (ア) 安全設備の保持・点検業務に従事した経験を有する者
- (イ) 緊急時の通報や措置等に関する業務に従事した経験を有する者

ウ 安全管理者の業務内容

安全管理者は、次に掲げる業務に従事する。

- (ア) 施設利用船舶の動静把握及び報告
 - (イ) 施設利用者に対する安全対策遵守の指導
 - (ウ) 安全設備（救命浮環、消火器、油吸着材、救急医療品）の保持・点検
 - (エ) 業務に関する調査、記録、定例報告、入出港記録帳の管理
 - (オ) 船舶及び気象海象情報等航行安全に関する情報収集と施設利用者への周知
 - (カ) 航行安全に関する広報
 - (キ) 緊急時の関係機関への通報と措置への協力
 - (ク) その他指定管理施設内及びその周辺における航行安全に関する事項
- 例）施設周辺の航行危険箇所等を示した地図の作成及び施設利用者への配布等

（２）総括航行安全管理者の配置等

ア 総括航行安全管理者の配置

指定管理者は、五日市漁港フィッシャリーナ施設の管理棟内に、廿日市ボートパーク及び五日市漁港フィッシャリーナ施設の航行安全管理を総括する総括航行安全管理者を配置する。

イ 総括航行安全管理者の要件

総括航行安全管理者は、次に掲げる事項のすべてを満たしていなければならない。

- (ア) 海事関係法令に精通した者
- (イ) 航行安全に関する業務に従事した経験を有する者
- (ウ) 危険物、大型船、漁船等を含めた指定管理施設の周辺海域を利用する船舶の特性に精通した者
- (エ) 施設利用者に対して、的確な指導・助言ができる者
- (オ) 緊急時の通報や措置等に関する業務に従事した経験を有する者

ウ 総括航行安全管理者の業務内容

総括航行安全管理者は、次に掲げる業務に従事する。

- (ア) 総括航行安全管理室の設置
- (イ) 救助業務等に関する指導・助言
- (ウ) 指定管理施設の利用者に対する航行安全教育に関する企画立案
- (エ) 海事関係法令に基づく諸手続きについての指導・助言
- (カ) 航行安全に関する関係機関への連絡・調整
- (キ) 緊急時の関係機関への通報と措置への協力
- (ク) 船舶及び気象海象情報等航行安全（大型船及び危険物積載船の入港情報を含む。）に関する情報収集と関係者等への周知

(3) 安全管理者及び総括航行安全管理者の兼務

各施設の安全管理者及び総括航行安全管理者は、業務の円滑かつ適切な実施に支障がない範囲において、兼務することができるものとする。

(4) 総括航行安全管理室の設置

総括航行安全管理者は、総括航行安全管理室を設置する。

総括航行安全管理室の業務時間は、原則として、24 時間体制とすること。

総括航行安全管理者が業務を離れるときは、代行者を指名するとともに、緊急事態が発生した場合においても迅速な対応を図ることができるよう、別紙 5「緊急時連絡体制」に示す体制を確保すること。

(5) 危機管理マニュアルの作成

指定管理者は、災害発生時等に備え、職員及び施設利用者、県への連絡体制、対応方法等を示した危機管理マニュアルを作成し、県に報告する。

指定管理者は、危機管理マニュアルの有効性を確認するための訓練を年 1 回以上実施するとともに、実施結果を県に報告する。

8 保安警備に関する業務

指定管理者は、防犯、防火及び防災に万全を期し、使用者が安心して利用できる環境の確保のために保安警備業務を行う。

(1) 業務内容

- ・不法侵入、火災、盗難及び施設の異常事態の監視を行う。
- ・事故等を確認し、知り得た場合における関係先への通報連絡を行う。

(2) 警備仕様

施設内を巡回し、異常の有無を確認すること。ただし、入場門の閉門後において、時間外の入退場希望者から電話等により連絡があった場合は、巡回を中止して速やかに入場門に移動し、開錠及び入退場者の氏名・住所等の確認を行う。

なお、保安警備に関する業務は、維持管理業務の「巡回」と兼ねることができる。

(3) 警備基準時間（五日市漁港フィッシャリーナ施設）

- ・24 時間
- ・夜間は委託による機械警備及び巡回警備に代えることもできる。
- ・休日は、委託によるガードマンの常駐に代えることもできる。

9 放置艇対策及び海洋性レクリエーション活動の普及への取り組みに関する業務

指定管理者は、指定管理施設の設置目的に鑑み、広島湾地域において放置又は廃棄されたプレジャーボートに起因する諸問題の解決（放置艇対策）や海洋性レクリエーション活動の普及に資する自主事業の実施に努める。

10 災害時の対応

台風や高潮などがあらかじめ発生予測が可能な災害に対しては、最新の気象海象情報の収集に努めるとともに、適宜、係留施設を事前に点検し、災害対策を行う。

また、施設が被災したときは、速やかに県へ報告するとともに、応急対策を行う。

施設利用者に対して、日頃から、災害対策等の具体的措置内容を指導し、周知を図る。

11 事故等緊急時の対応

施設内で急病人やけが人及び事故や事件等（指定管理者の職員に係る労働災害を含む。）が発生した場合には、警察や消防、労働基準監督署等に連絡する等適切かつ速やかな対応を行うとともに、県にも報告する。（緊急事態に対応する体制及び連絡体制を確立し、県に報告すること）

利用者等とトラブルが発生した場合には、適切に対応し、その解決に努めるとともに、必要に応じて県に報告又は協議する。

12 特記事項（施設別）

廿日市ポートパークにおいて指定管理者が行う業務については、当該施設利用者で構成された「特定非営利法人広島県の海洋性レクリエーション活動の健全な発展を図る会」と連携して実施する。

五日市漁港フィッシャリーナ施設において指定管理者が行う業務については、施設内の修理施設用地及び給油施設用地で他の事業者が修理及び給油等のサービス事業を実施するため、その事業者と協力体制を構築し、円滑な事業の推進を支援する。

13 施設・設備管理台帳の整備

指定管理者は、施設・設備管理台帳を作成し、機器仕様等を記載するとともに、保守点検及び修繕を行った場合には、完了後直ちにその内容、完了日及び施工業者等を当該台帳に記載する。

14 事務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間の終了又は指定の取り消し等により、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な業務の引き継ぎに協力するとともに、必要な情報等を遅滞なく提供する。

15 県への報告

施設の巡回業務の状況等について、日報（別紙６）に記録し、県の求めに応じ報告できるよう整理を行うとともに、日報に基づき月報（別紙７）を作成し、「日常点検表」を添付して翌月の１０日までに県へ報告する。

各施設の入艇状況について、月報に記録し、県の求めに応じ報告できるよう整理を行うとともに、翌月の１０日までに県へ報告する。

利用者からの意見、要望等の特別な事項については、県へ報告する。

16 その他留意点

この仕様書には、基本的事項についてのみ記述しているので、１（趣旨）、２（基本的な考え方）及び３（施設管理の基準）に定める事項を除き、指定管理者の創意工夫により、効率的で効果的な管理を実施するための軽微な変更は可能とするものである。

指定管理者が、広島県港湾施設管理条例、広島県漁港管理条例の規定に基づき許可の取り消し等の不利益処分を行う場合には、事前に県に報告するとともに、聴聞や弁明の機会の付与など、広島県行政手続条例の規定に準拠した手続きを経た上で行う。

なお業務によっては、仕様書に記載する事項以外にも、臨時に実施を指示する場合があるので、これに対応する。

業務の遂行に当たり、不明な点が生じた場合には、県と協議して定めることとし、万全な体制で業務を履行する。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従事者への周知及び監督）

第6 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

（複写・複製の禁止）

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託等に当たっての留意事項）

第9 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託等に係る連帯責任）

第10 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託等の相手方に対する管理及び監督）

第11 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

日常点検基準

港 湾 名	広島港		
施設名称	広島地域マリーナ施設		
点検箇所			
点検実施日		点検実施者	

日常点検の判定基準

判定	施設の部材・部位の状態
i	変状(劣化、変形、破損など)があり、補修対応が必要である。
ii	変状はあるが、経過を観察する。(次回の定期点検などで調査する。)
iii	変状はなく、健全な状態である。

点検対象	点検項目	点検方法	点検数	判定基準		異常個所の位置	所見
主棧橋	浮桟橋の状態	観察 (目視)	全数	i	☐ 著しい傾き、損傷、変形がある		
				ii	☐ 部分的に損傷、変形がある		
				iii	☐ 変状なし		
	デッキ材の状態	観察 (目視)	全数	i	☐ 歩行できないところがある		
				ii	☐ 部分的に割れ、反りがある		
				iii	☐ 安全に歩行できる		
係船ビーム本体	フレームの状態	観察 (目視)	全数	i	☐ 著しい傾き、損傷、変形がある		
				ii	☐ 部分的に損傷、変形がある		
				iii	☐ 変状なし		
	フロートの状態	観察 (目視)	全数	i	☐ 著しい損傷、変形がある		
				ii	☐ 取付に弛みがある		
				iii	☐ 変状なし		
杭ガイド	本体の状態	観察 (目視)	全数	i	☐ 著しい劣化、変形がある		
				ii	☐ 取付に弛みがある		
				iii	☐ 変状なし		
	ローラーの状態	観察 (目視)	全数	i	☐ 著しい損傷、磨耗、固着がある		
				ii	☐ 部分的な損傷、磨耗、固着がある		
				iii	☐ 変状なし		
付帯設備	係船金物	観察 (目視)	全数	i	☐ 著しい損傷、磨耗がある		
				ii	☐ 固定ボルトに弛みがある		
				iii	☐ 変状なし		
	防舷材	観察 (目視)	全数	i	☐ 広範囲に脱落がある		
				ii	☐ 部分的に損傷、脱落がある		
				iii	☐ 変状なし		
	バースプレート	観察 (目視)	全数	i	☐ 脱落がある		
				ii	☐ 固定に緩みがある		
				iii	☐ 変状なし		
	救命浮環	観察 (目視)	全数	i	☐ 脱落がある		
				ii	☐ 取付に緩みがある		
				iii	☐ 変状なし		
	格納式タラップ	観察 (目視)	全数	i	☐ 破損、故障がある		
				ii	☐ 固定ボルトに弛みがある		
				iii	☐ 変状なし		
連絡橋	本体の状態	観察 (目視)	全数	i	☐ 著しい損傷、変形がある		
				ii	☐ 部分的な損傷、変形がある		
				iii	☐ 変状なし		
	支承部の状態	観察 (目視)	全数	i	☐ 著しい損傷、変形がある		
				ii	☐ 固定ボルトに弛みがある		
				iii	☐ 変状なし		

※坂プレジャーボートスポット、廿日市ポートパーク、五日市漁港フィッシャリーナ施設のそれぞれについて、別葉により作成することし、記載されていない施設・設備については適宜追加すること。

一般定期・随時点検診断基準

劣化の発生状況の判定基準

部材	具体例	点検項目 の分類	点検部位・項目	点検方法	点検数	判定基準		所見	
主 棧 橋	主 棧 橋 係船ビーム本体	Ⅰ 類	フレーム等(強度部材)の状態 ・損傷、変形、腐食 ・溶接状態 ・取付状態	観察 (目視) 打検 触知	基本構造毎 10%以上	a	☐ 著しい損傷・変形・腐食がある ☐ 損壊に至るような溶接不良がある		
			フロートの状態 ・損傷、変形、腐食 ・乾舷低下、傾き ・取付状態	観察 (目視) 打検 測定 (メジャー)		浮桟橋はユニット単位、係船ビームは単体での単位を基本とする	b		☐ 部分的な損傷・変形・腐食がある
							c		☐ 段差・異音・部分的な変色がある
							d		☐ 変状なし
					a		☐ 著しい乾舷低下・浮体の傾きがある ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある		
					b		☐ 部分的な損傷・変形・腐食がある (交換を要する)		
					c		☐ 軽微な傾斜・乾舷低下がある		
							☐ 部分的な損傷・変形・腐食がある (交換を要さない)		
							☐ 固定ボルトに弛みがある		
			d	☐ 変状なし					
			デッキ材の状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・取付状態 (ビス／リベットの状態)	観察 (目視) 触知	全数	a	☐ 歩行を損なうような著しい損傷・変形・腐食・磨耗が広範囲にある。 ☐ 広範囲なビス・リベットの脱落がある		
						b	☐ 部分的な損傷・変形・磨耗がある (交換を要する)		
c	☐ 部分的な損傷・変形・磨耗がある (交換を要さない)								
	☐ 部分的なビス・リベットの弛み・劣化・脱落がある								
d	☐ 変状なし								
杭ガイド	杭ガイド	Ⅰ 類				本体フレームの状態 ・損傷、変形、腐食 ・溶接状態 ・取付状態	観察 (目視) 打検		全数
			b	☐ 部分的な損傷・変形・腐食がある					
			d	☐ 変状なし					
			Ⅱ 類	ローラー部の状態 ・損傷、変形、磨耗 ・作動状態 ・取付状態	観察 (目視) 打検 触知 LWL 付近の杭ガイドとの関係観察			全数	
b	☐ 軽微な損傷・変形・磨耗がある								
c	☐ 異音がある								
	☐ ローラーの回転不良がある								
	☐ 固定ボルトに弛みがある ☐ 蛸殻等が噛みこんでいる								
d	☐ 変状なし								
連結部材	ラバージョイント	Ⅰ 類	ラバージョイントの状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・取付状態	観察 (目視) 打検 触知	基本構造毎 10%以上	a	☐ 著しい損傷・変形・腐食・磨耗がある ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある ☐ 固定ボルトに弛みがある		
						b	☐ 異音がある		
						c	☐ 変状なし		
						d	☐ 変状なし		
付 帯 設 備	係船金物	Ⅱ 類	係船金物の状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・取付状態	観察 (目視) 打検	全数	a	☐ 著しい損傷・変形・腐食・磨耗がある ☐ 脱落している		
						b	☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある		
						c	☐ 固定ボルトに弛みがある		
						d	☐ 変状なし		
	防舷材	Ⅱ 類	防舷材の状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・取付状態	観察 (目視)	全数	a	☐ 著しい損傷・変形・腐食・磨耗がある ☐ 広範囲な脱落がある		
						b	☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある ☐ 部分的な脱落がある		
						c	☐ 固定ボルトに弛みがある		
						d	☐ 変状なし		

部材	具体例	点検項目 の分類	点検部位・項目	点検方法	点検数	判定基準	所見
付帯設備	バースプレート	Ⅲ類	バースプレートの状態 ・損傷、変形、腐食 ・文字の判別 ・取付状態	観察 (目視)	全数	a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある	
						☐ 脱落している	
						☐ 文字が読めない	
						b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある	
	救命浮環	Ⅱ類	救命浮環の状態 ・損傷、変形、腐食 ・取付状態	観察 (目視)	全数	c ☐ 固定ボルトに弛みがある	
						d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある	
						☐ 脱落している	
	格納式タラップ	Ⅱ類	格納式タラップの状態 ・損傷、変形、腐食 ・取付状態	観察 (目視) 動作確認	全数	b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある	
						c ☐ 固定ボルトに弛みがある	
						d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある	
連絡橋	連絡橋本体	Ⅰ類	フレーム(強度部材)の状態 ・損傷、変形、腐食 ・溶接状態 取付状態	観察 (目視) 打検	全数	☐ 脱落している	
						b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある	
						c ☐ 段差・異音・部分的な変色がある	
						d ☐ 変状なし	
			床板の状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・取付状態	観察 (目視)	全数	a ☐ 歩行を損なうような著しい損傷・変形・腐食・磨耗がある	
						☐ 広範囲なビス・リベットの脱落がある	
						b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある	
						c ☐ 部品の脱落がある	
			ハンドレールの状態 ・損傷、変形、腐食 ・取付状態	観察 (目視)	全数	☐ ビス・リベットの弛み、劣化がある	
						d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある	
						b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある	
						c ☐ 固定ボルトに弛みがある	
						d ☐ 変状なし	
			支承部(ヒンジ)の状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・溶接状態 ・取付状態	観察 (目視)	全数	a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある	
						☐ 損壊に至るような溶接不良がある	
						b ☐ 作動・回転不良がある	
						☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある	
			支承部(ローラー)の状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・取付状態	観察 (目視)	全数	c ☐ 固定ボルトに弛みがある	
						☐ 支承部のコンクリートの損傷がある	
						☐ 異音がする	
						d ☐ 変状なし	
			フラップ、棧橋側受け板の状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・取付状態	観察 (目視) 打検 触知	全数	a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある	
						b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある	
						c ☐ 固定ボルトに弛みがある	
						d ☐ 変状なし	

※坂プレジャーボートスポット、廿日市ポートパーク、五日市漁港フィッシャリーナ施設のそれぞれについて、別葉により作成するものとし、記載されていない施設・設備については適宜追加すること。

詳細定期点検診断基準

劣化の発生状況の判定基準

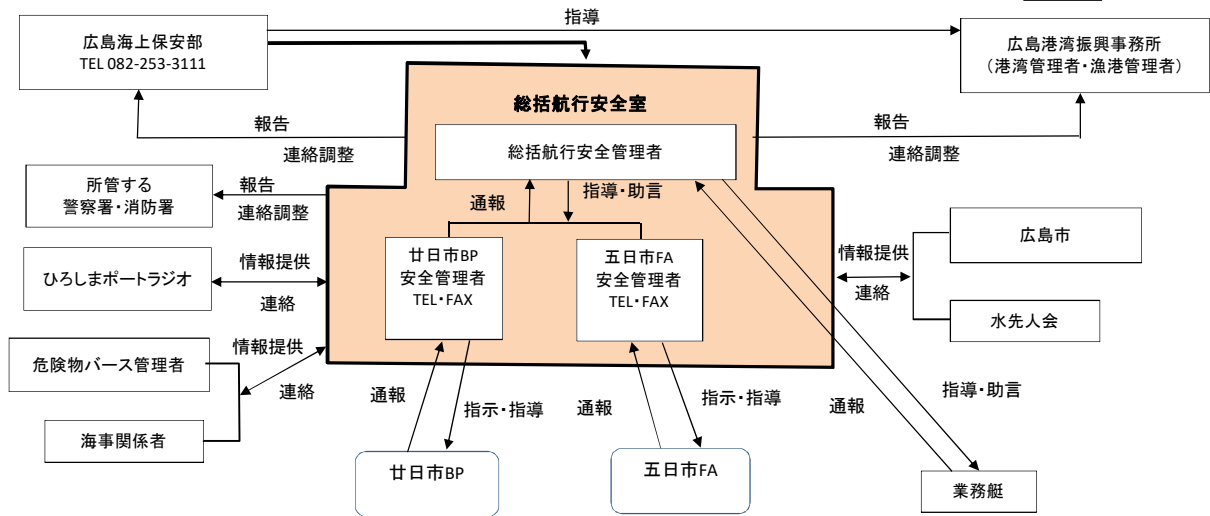
部材	具体例	点検項目 の分類	点検部位・項目	点検方法	点検数	判定基準		所見				
主 棧 橋	主 棧 橋 係船ビーム本体	Ⅰ 類	フレーム等(強度部材)の状態 ・損傷、変形、腐食 ・溶接状態 ・取付状態	観察 (目視) 打検 触知	基本構造毎 10%以上 浮桟橋はユニット単位、係船ビームは単体での単位を基本とする	a	☐ 著しい損傷・変形・腐食がある ☐ 損壊に至るような溶接不良がある					
			フロートの状態 ・損傷、変形、腐食 ・乾舷低下、傾き ・取付状態	観察 (目視) 打検 測定 (メジャー)		b	☐ 部分的な損傷・変形・腐食がある					
						c	☐ 段差・異音・部分的な変色がある					
						d	☐ 変状なし					
						a	☐ 著しい乾舷低下・浮体の傾きがある ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある					
						b	☐ 部分的な損傷・変形・腐食がある (交換を要する)					
						c	☐ 軽微な傾斜・乾舷低下がある ☐ 部分的な損傷・変形・腐食がある (交換を要さない)					
							☐ 固定ボルトに弛みがある					
						d	☐ 変状なし					
			a	☐ 著しい乾舷低下・浮体の傾きがある ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある								
			b	☐ 部分的な損傷・変形・腐食がある (交換を要する)								
			c	☐ 軽微な傾斜・乾舷低下がある ☐ 部分的な損傷・変形・腐食がある (交換を要さない)								
☐ 固定ボルトに弛みがある												
d	☐ 変状なし											
デッキ材の状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・取付状態 (ビス/リベットの状態)	観察 (目視) 触知	全 数	a	☐ 歩行を損なうような著しい損傷・変形・腐食・磨耗が広範囲にある。 ☐ 広範囲なビス・リベットの脱落がある								
			b	☐ 部分的な損傷・変形・磨耗がある (交換を要する)								
			c	☐ 部分的な損傷・変形・磨耗がある (交換を要さない) ☐ 部分的なビス・リベットの弛み・劣化・脱落がある								
				d		☐ 変状なし						
			杭ガイド	杭ガイド		Ⅰ 類	本体フレームの状態 ・損傷、変形、腐食 ・溶接状態 ・取付状態	観察 (目視) 打検	全 数	a	☐ 著しい損傷・変形・腐食がある ☐ 損壊に至るような溶接不良がある	
							b	☐ 部分的な損傷・変形・腐食がある				
Ⅱ 類	ローラー部の状態 ・損傷、変形、磨耗 ・作動状態 ・取付状態	観察 (目視) 打検 触知 LWL 付近の杭ガイドとの関係観察			全 数	a	☐ 著しい損傷・変形・磨耗がある ☐ ローラーの固着がある					
	b	☐ 軽微な損傷・変形・磨耗がある										
	c	☐ 異音がある ☐ ローラーの回転不良がある ☐ 固定ボルトに弛みがある ☐ 蛸殻等が噛みこんでいる										
		d	☐ 変状なし									
連結部材	ラバージョイント	Ⅰ 類	ラバージョイントの状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・取付状態	観察 (目視) 打検 触知	基本構造毎 10%以上	a	☐ 著しい損傷・変形・腐食・磨耗がある ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある ☐ 固定ボルトに弛みがある					
			b	☐ 異音がある								
			c	☐ 変状なし								
			d	☐ 変状なし								
付帯設備	係船金物	Ⅱ 類	係船金物の状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・取付状態	観察 (目視) 打検	全 数	a	☐ 著しい損傷・変形・腐食・磨耗がある ☐ 脱落している					
			b	☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある								
			c	☐ 固定ボルトに弛みがある								
			d	☐ 変状なし								

部材	具体例	点検項目 の分類	点検部位・項目	点検方法	点検数	判定基準	所見
付帯設備	防舷材	Ⅱ類	防舷材の状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・取付状態	観察 (目視)	全数	a ☐ 著しい損傷・変形・腐食・磨耗がある ☐ 広範囲な脱落がある	
						b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある ☐ 部分的な脱落がある	
						c ☐ 固定ボルトに弛みがある	
						d ☐ 変状なし	
付帯設備	バースプレート	Ⅲ類	バースプレートの状態 ・損傷、変形、腐食 ・文字の判別 ・取付状態	観察 (目視)	全数	a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある ☐ 脱落している ☐ 文字が読めない	
						b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある	
						c ☐ 固定ボルトに弛みがある	
						d ☐ 変状なし	
	救命浮環	Ⅱ類	救命浮環の状態 ・損傷、変形、腐食 ・取付状態	観察 (目視)	全数	a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある ☐ 脱落している	
						b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある	
						c ☐ 固定ボルトに弛みがある	
						d ☐ 変状なし	
	格納式タラップ	Ⅱ類	格納式タラップの状態 ・損傷、変形、腐食 ・取付状態	観察 (目視) 動作確認	全数	a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある ☐ 脱落している ☐ 機能不全がみられる	
						b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある	
						c ☐ 固定ボルトに弛みがある	
						d ☐ 変状なし	
連絡橋	連絡橋本体	Ⅰ類	フレーム(強度部材)の状態 ・損傷、変形、腐食 ・溶接状態 ・取付状態	観察 (目視) 打検	全数	a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 段差・異音・部分的な変色がある d ☐ 変状なし	
						a ☐ 歩行を損なうような著しい損傷・変形・腐食・磨耗がある ☐ 広範囲なビス・リベットの脱落がある	
						b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある ☐ 部品の脱落がある ☐ ビス・リベットの弛み、劣化がある d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある d ☐ 変状なし	
			床板の状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・取付状態	観察 (目視)	全数	a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある ☐ 損壊に至るような溶接不良がある	
						b ☐ 作動・回転不良がある ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある	
						c ☐ 固定ボルトに弛みがある ☐ 支承部のコンクリートの損傷がある ☐ 異音がする d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある ☐ 異音がする d ☐ 変状なし	
			ハンドレールの状態 ・損傷、変形、腐食 ・取付状態	観察 (目視)	全数	a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある ☐ 異音がする d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある ☐ 異音がする d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある ☐ 異音がする d ☐ 変状なし	
			支承部(ヒンジ)の状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・溶接状態 ・取付状態	観察 (目視)	全数	a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 損壊に至るような溶接不良がある c ☐ 作動・回転不良がある ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある d ☐ 固定ボルトに弛みがある ☐ 支承部のコンクリートの損傷がある ☐ 異音がする d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある ☐ 異音がする d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある ☐ 異音がする d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある ☐ 異音がする d ☐ 変状なし	
			支承部(ローラー)の状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・取付状態	観察 (目視)	全数	a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある ☐ 異音がする d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある ☐ 異音がする d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある ☐ 異音がする d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある ☐ 異音がする d ☐ 変状なし	
			フラップ、棧橋側受け板の状態 ・損傷、変形、腐食、磨耗 ・取付状態	観察 (目視) 打検 触知	全数	a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある d ☐ 変状なし	
						a ☐ 著しい損傷・変形・腐食がある b ☐ 部分的な損傷・変形・腐食・磨耗がある c ☐ 固定ボルトに弛みがある d ☐ 変状なし	

※五日市プレジャーボートスポット、坂プレジャーボートスポット、廿日市ボートパーク、五日市漁港フィッシャリーナ施設のそれぞれについて別葉により作成するものとし、記載されていない施設・設備については適宜追加すること。

緊急時連絡体制

別紙 5



(参考)

関係機関	連絡事例
広島海上保安部	海上での事故・事件(船舶の接触事故や油漏れ、救助要請等)が発生した場合
所管する警察署及び消防署	施設内での事件・事故(車両の接触事故や窃盗、火災等)が発生した場合
危険物バース管理者	危険物バース周辺での事件・事故(油漏れや火災等)の発生や航行する危険物積載船への影響がある場合
広島市	隣接する漁港周辺での事件・事故(接触事故等)の発生や航行する漁船への影響がある場合

広島地域マリーナ等業務日報

[]※

令和 年 月 日 () 天気

1 巡回業務

点検者 ()

施設名	業務内容	点検結果	備考 (対応等)
浮栈橋	施設の異常の有無		
	船舶の係留状態		
	流失油等の有無		
	沈没船の有無		
	フットライト等の状態		
	清掃実施の有無		
駐車場	照明灯の状態		
	放置車両の有無		
	清掃実施の有無		
トイレ	施設の異常の有無		
	消耗品の交換		
	清掃実施の有無		

2 利用者等からの要求・要望等

3 その他

※坂プレジャーボートスポット、廿日市ボートパーク、五日市漁港フィッシャリーナ施設のそれぞれについて、別葉により作成するものとし、記載されていない施設・設備については、適宜追加すること。

広島地域マリーナ等業務月報（令和 年 月分）

[]※

令和 年 月 日

1 許可件数等

前月末許可件数 (A)	当月分許可件数 (B)	当月分返還件数 (C)	当月末許可件数 (A) + (B) - (C)
件	件	件	件

2 巡回業務等

施設名	業務内容	実施日数等	異常件数	主な異常の状況等	対応状況等
浮栈橋	施設異常				
	係留状態				
	流失油等				
	沈廃船				
	フットライト等				
	清掃				
駐車場	照明灯				
	放置車両				
	清掃				
トイレ	施設異常				
	消耗品交換				
	清掃				

3 利用者等からの要求・要望等

内 訳	件 数	主な内容及び改善状況等
利用者	件	
利用予定者	件	
一般県民等	件	

4 その他

※坂プレジャーボートスポット、廿日市ボートパーク、五日市漁港フィッシャリーナ施設のそれぞれについて、別葉により作成すること。

※記載されていない施設・設備については、適宜追加すること。

別表 1 管理運営に係る主な資格・法定業務一覧表

1 管理運営のために必要な資格（主なもの）

資格の名称	内 容	根拠法令等	備考
防火管理者	施設等の防火管理業務の実施	消防法	
危険物取扱者	ガソリン・軽油等のボート用燃料の取扱い、給油施設の管理		
小型船舶操縦士 1・2 級	海技従事者国家試験に合格した者		
建設工事関係の施工管理技士	港湾施設の維持改修工事等を施工及び監理監督するため、建設業法等の関係法令により、現場配置技術者等に求められる資格を有すること又は同資格者を配置できる者に委託すること 〔資格例〕 土木施工管理技士、建築士、造園施工管理技士、建築施工管理技士、電気施工管理技士など	建設業法	

2 管理運営のために必要な主要法定業務等

業務の名称	内 容	根拠法令等	備考
防火管理業務	消防法に基づく「防火管理者」の指導のもとに実施すること	消防法	
消防用設備点検報告業務	消防法に基づく「消防設備士」又は「消防設備点検資格者」の資格を有する者が実施すること又は当該資格を有する者を雇用している法人等に委託すること		
簡易専用水道（受水槽）定期点検・報告業務	定期点検を実施し、指定検査機関（財団法人広島県環境保健協会）に報告すること。委託する場合は、水道法に基づく登録業者に委託すること	水道法	
電気工作物保守点検業務	電気事業法に基づく「電気主任技術者」の資格を有する者が実施すること又は当該資格を有する者を雇用している法人等に委託すること	電気事業法	
ねずみ昆虫等防除業務	委託する場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく登録業者に委託すること	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	
受水槽清掃業務			
空気環境測定業務			
清掃業務			
警備業務	委託する場合は、警備業法に基づく登録業者に委託すること	警備業法	
クレーン運転業務 玉掛け業務	クレーン運転士免許を有する者及び玉掛け技能講習終了者が実施すること又は当該資格を有する者を雇用している法人等に委託すること	労働安全衛生法	
フォークリフト運転業務	フォークリフト運転技能講習修了者が実施すること又は当該講習修了者を雇用している法人等に委託すること		
クレーン・フォークリフト保守点検業務	クレーン等安全規則等に基づくクレーン、フォークリフト等の保守・定期点検等の実施		

※ 施設の管理運営に当たっては、上記以外の資格や法定業務が必要となる場合があります。

3 管理運営のために取得することが望ましい資格

資格の名称	内 容	根拠法令等	備考
マリーナ安全管理者	マリーナ安全管理者養成講習会を受講し、認定証書と安全管理者証（カード）の交付を受けた者		実施団体：（社）日本マリーナ・ビーチ協会

4 サービス部門の管理運営のために必要な法定業務等（参考）

資格の名称	内 容	根拠法令等	備考
給油施設保守点検業務	給油施設の法定点検の実施（地下埋設タンクを含む。）	消防法	